

## 令和2年第1回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 行政監査の結果報告
  - 2) 定期監査の結果報告
  - 3) 例月出納検査の報告
    - ・令和元年11月分・12月分・令和2年1月分
  - 4) 産業建設常任委員会所管事務調査の報告
  - 5) 令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の報告
  - 6) 令和2年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
  - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第45号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情
- 第 6 陳情第46号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情
  - 議案上程（説明）
- 第 7 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第 8 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 第 9 報告第 3号 専決処分事項の報告について
  - 議案上程（説明～質疑～討論～表決）
- 第10 議案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 議案上程（説明）
- 第11 議案第 2号 町道の認定について
- 第12 議案第 3号 町道の廃止について
- 第13 議案第 4号 工事請負契約の一部変更について

- 第 1 4 議案第 5 号 権利の放棄について
- 第 1 5 議案第 6 号 権利の放棄について
- 第 1 6 議案第 7 号 新町建設計画の変更について
- 第 1 7 議案第 8 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 9 号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員の  
サービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 1 0 号 美郷町行政センター設置条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 1 号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 1 2 号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 3 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 4 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 5 号 美郷町学友館設置条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 6 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 6 議案第 1 7 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 7 議案第 1 8 号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 2 8 議案第 1 9 号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 2 9 議案第 2 0 号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 0 議案第 2 1 号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 1 議案第 2 2 号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 2 議案第 2 3 号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第 4 号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君
教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君	生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君
代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、藤原政春君、14番、深澤均君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から16日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月25日招集告示されました令和2年第1回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日3月3日から16日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。次に、報告第1号から議案第23号までを上程し、説明を受けます。ただし、議案第1号については、表決までを行い、終了の予定です。

3月4日は午前10時から本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月5日は本会議を休会とし、一般質問の通告締め切りを正午までとします。

3月6日は午前10時から本会議を再開し、議案第2号から議案第23号までの質疑・討論・表決を行い、続いて議案第24号から議案第29号までの総括質疑を行い、その後予算特別委員会を設置し、付託をする予定です。

3月7日から12日までは本会議を休会といたします。休会中の日程ですが、9日・10日は予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。11日・12日は午前午後において各関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

3月13日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月14日・15日は休会といたします。

3月16日は午前10時から本会議を再開し、議案第24号から議案第29号までの予算の審査結果についてを予算特別委員会委員長の報告・討論・表決を行います。その後、陳情等の審査結果についてを常任委員会委員長の報告・質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

3として、町の監査委員より例月出納検査（令和元年11月分、12月分、令和2年1月分）の結果報告がありました。

4として、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和2年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、令和元年度会計において不適正な事務処理がありましたので、ご報告いたします。

町営飯詰駅前住宅1号棟・5号棟屋根修繕工事の工事代金79万2,000円について、支払いが遅延していることが、ことし1月8日に判明しました。当該工事の担当職員は昨年10月1日に請負業者から工事完了の届け出があったものの、その後の事務手続をしておらず、11月と12月の2回にわたる当該業者からの問い合わせにも対処しなかったものです。

また、当該職員は課内における事務監査において、支払い遅延の発覚を免れるため虚偽の調書を作成していたことも明らかとなりました。その後の調査で請求書の紛失等により6件・合計金額で9万3,194円の支払い遅延の事例が判明しており、いずれも速やかに関係業者に対し、謝罪し、お支払いしたところです。

町としては、こうした不適正な事務処理を重く受けとめ、各課でのチェック態勢の再確認と強化などを徹底し、再発防止に努めているところです。

なお、関係職員の処分について美郷町職員分限懲戒審査会に諮り、これまで同様の不適正な事務処理によって複数回の処分を受けている当該職員については免職、その他関係職員については

管理監督責任を怠ったことに対し、訓告処分を1月15日に行っております。

今回の件でご迷惑をおかけしました関係者と町民の皆様に心からおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

また、第三セクターである六郷開発株式会社における一部社員に対する扶養手当や旅費等において不適正な事務取り扱いがあったことが判明しました。大変遺憾なことでありますが、その後、是正措置を講じたと同っておりますので、今後はチェック態勢を強化し、適正な事務推進に取り組んでいただきたいと思います。

次に新型コロナウイルス感染症への対応について、ご報告いたします。

町では、情報収集や国・県からの指示連絡事項を的確に処理するため美郷町新型コロナウイルス感染症対策連絡部を2月3日に設置し、各公共施設の玄関及びトイレ等への消毒薬の配備や手指消毒を奨励する張り紙をするとともに、町ホームページにおいて新型コロナウイルス感染症の対応についてお知らせするなどの対策を講じてきております。

さらに、日本国内での感染の拡大状況を受け、万に一つ町内で発生した場合に総合的に対応していくため、2月25日に美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部に切りかえて対応しているところです。

なお、感染予防と参加者の健康維持を優先するため、2月下旬から3月末日までにおいて町が主催し、人が多く集まるイベントや会議等については、原則中止することとしております。

また、集会施設や体育館等屋内の公共施設の使用については、予約を必要としないオープンスペース等について、その使用を原則禁止するとともに、予約が必要な会議室等については、3月使用分の新たな予約受け付けを停止しております。既に予約が確定している場合には、その使用予定者に対して使用の自粛や、使用する場合には2時間以内の時間制限と参加者名簿の提出をお願いすることとしております。

なお、公共施設のうち、指定管理者に管理をお願いしている温泉や直売所等についても感染症対策への協力をお願いしております。

秋田県教育委員会から要請があった新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休校についてですが、町内の小中学校における対応を2月28日に町教育委員会が各学校長と協議し、児童生徒の安全を最優先とするため、3月2日・3日の2日間を臨時休校までの準備期間に充て、臨時休校中における児童生徒の家庭での学習や生活のあり方に関する指導を行った上で3月4日から同19日までを臨時休校とすることとしました。

また、臨時休校中の放課後児童クラブの対応については、夏休み同様午前7時30分から開所す

ることとし、小学校を臨時休校する目的を鑑み、ご家庭で児童を見守ることができる場合は、できる範囲でご協力いただくよう伝えております。

また、認定こども園についても通常どおり開園することとし、放課後児童クラブ同様、ご家庭で保育できる場合は、できる範囲でご協力いただくよう伝えております。

また、卒業式については、小中学校ともに参加者を卒業生とその保護者、学校教職員及び学校設置者とし、在校生や来賓の参加を見合わせた形で実施することで進めており、卒園式も同様となります。

2月7日から3月16日までの予定で実施している町・県民税及び所得税の申告相談についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から国税庁は2月27日に所得税等の申告及び納付期限を4月16日まで延長することを発表しました。

また、総務省からは県を通じて地方税である町・県民税についても、同様の観点で地方税法の規定を適切に運用するよう依頼があったことから、町としても申告相談の期間を4月16日まで延長するため県民税の課税主体である県と協議を行っているところです。

北学校給食センター給食配送車の運転員1人が定期検査でノロウイルスに感染していることが2月14日に判明しました。同給食センターでは直ちに当該運転員を業務から外し、給食用コンテナ、配送車及びセンター内の消毒作業を行いました。運転員は給食を入れたコンテナに触れるだけで食缶等に触れることはないことから給食への直接的な影響は考えられないものの、同じ施設に勤務する調理員等への影響が懸念されたことから、2月17日に調理員及び事務職員の検査を再度実施したほか、給食も加熱した献立に切りかえるなどの対策を講じております。

再検査の結果は全員陰性で、配送車の運転業務も検査で陰性と判定された者で行っており、19日から通常どおりの学校給食を提供しております。今後も感染症のリスクを常に意識し、安全でおいしい給食を提供できるよう注力してまいります。

次に、今冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点における最大の平均降雪量は12月6日の82センチメートルでした。

早朝一斉除雪の出動回数は12月が3回、1月が2回、2月が6回、計11回で昨年同時期と比べて20回の減となっております。町では、道路除雪委託契約において契約期間中の稼働時間が100時間に満たない場合には出動待機に対する補償をすることとしており、1月末時点でその一部について補償しております。

なお、2月末現在の除雪に関する予算の執行率は50.8%となっております。

次に羽貫谷地地区で発生した水道トラブルについて、ご報告いたします。

1月17日午前1時ごろ羽貫谷地地区で大規模な漏水が発生し、この影響により17日朝から昼にかけて畑屋及び羽貫谷地地区全域で一時水が出にくい状況となりました。町では、対象地区に広報車及び防災行政無線等でお知らせするとともに給水車を出動させるなどの対応をいたしました。同日午後3時ごろには復旧いたしましたが、住民の方々にはご不便をおかけしましたこととおわび申し上げます。

次に美郷大使の佐々木 毅氏の文化勲章受章祝賀会について、ご報告いたします。

1月29日に美郷町公民館において県副知事はじめ124人のご出席を賜り、秋田県で3人目となる文化勲章の受章をお祝いいたしました。

次に第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、起業支援の推進について、起業等総合支援事業の本年度活用見込み件数は2件で、内訳としましては、宅配弁当店1件、音楽教室1件となっております。今後も起業を目指す事業者を支援し、町内経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

2つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、タイ王国アニューラチャプラシット校の訪問団16人が12月11日から15日までの日程で来町されました。美郷中学校での授業体験や地域での文化体験、ホームステイ等さまざまな交流活動を通して気候や文化の違いを肌で感じる事ができたようです。美郷中学校の生徒にとっても、コミュニケーション力や国際感覚を育む貴重な体験となりました。

また、仙南小学校の児童16人が東京都文京区立千駄木小学校を、六郷小学校の児童21人が東京都大田区立高畑小学校を1月9日・10日に訪問しました。仙南小学校は5回目、六郷小学校は2回目の訪問ですが、児童にとっては東京都の児童との交流や東京の学校や地域の様子を肌で感じる事によって自分たちの地域である美郷町の良さを見つめ直す絶好の機会となりました。

日本航空株式会社との連携協力協定に基づく「JAL空育折り紙ヒコーキ教室」を1月16日美郷町総合体育館リリオスで開催し、町内3つの認定こども園の5歳児103人が参加し、よく飛ぶ紙ヒコーキづくりにチャレンジしました。

日本航空株式会社による地域貢献活動ウインターキャンプが2月1日から2日にかけて開催されました。同社社員18人が来町し、町内3つの放課後児童クラブにおいて紙ヒコーキ教室を実施したほか、暖冬の影響により中止された「六郷のカマクラ行事」の竹うちにかえて開催された「美郷の冬まつり」で使用する竹あかりの製作や農作業体験が行われました。

次に各課の個別の取り組みについて、ご報告いたします。

初めに福祉保健課関係ですが、童謡歌手片桐孝子氏による「こころあったかコンサート」と題した「こころといのちを考えるつどい」を1月22日に美郷町公民館において開催し、約250人が参加しました。

プレミアム付商品券ですが、申請期限を1月31日まで延長して未交換者への周知に努めました。最終の交換申請率は33.52%でした。

次に商工観光交流課関係ですが、美郷町と美郷町商工会の共催による「第2回美郷町未来経済会議」を12月5日に名水市場湧太郎で開催しました。当日は美郷町産業大使のナガイレーベン株式会社代表取締役社長澤登一郎氏による講演会に町内商工業者をはじめとした約90人が参加し、企業経営や経済に関する助言をいただきました。

ハローワーク、県及び大曲仙北地域の3市町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議の主催で企業の人材確保と地域の雇用を促進するための「秋田県大曲・仙北地域合同就職面接企業説明会」が1月12日及び2月17日に大仙市で開催され、本町から延べ9事業者が参加しました。また、大曲仙北地域の高校2年生を対象とした「仙北地域企業説明会」を2月17日に大仙市で開催しております。町ではこうした取り組みを通じ、企業活動の紹介と雇用の維持拡大につなげてまいります。

道の駅敷地内に出店が決定している株式会社モンベルの直営店についてですが、3月から建築工事に入り、8月下旬にオープンさせるとともに店名を「モンベル秋田美郷店」とする旨、連絡を受けております。当初予定から工事着手が大幅におくれ、工事完了が令和2年度となるため本定例会に関係予算の明許繰越について提出しております。よろしくご審議をお願いいたします。

次に農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる令和2年産米の秋田県の生産の目安が12月に提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会を12月16日に開催し、町の生産の目安を前年度比0.23ポイント減の56.19%とし、各方針作成者に提示しました。農業者ごとの生産の目安の提示は各方針作成者に委ねることとなります。

また、同協議会において令和2年度の産地交付金の作物別単価を決定し、広報美郷3月号に掲載しております。さらに、これらの内容と国・県の施策等については、制度概要の冊子を作成し、農家への周知を図ってまいります。

次に建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事1件、橋梁補修工事4件、河川工事2件、道路測量調査及び橋梁補修設計業務5件を発注し、予定されていた工事及び業務は全て発注済みとなっております。

次に教育総務課関係ですが、大小島真木氏による六郷小学校の壁画が完成し、2月28日に除幕式を行いました。制作期間中、子どもたちは作品が日々完成に近づく様子を興味深く見つめていたようで、作者との交流も貴重な体験となったようです。

今回の壁画のテーマは「火」で、こまれでの作品「水」「土」「木」「金」とあわせて万物は5種類の元素から成り、それらは一定の法則で互いに影響を与え合いながら変化し、循環しているという「五行思想」に基づく全ての作品がそろいました。

なお、地域の皆様へは2月23日に制作過程を公開しております。

次に教育推進課関係ですが、「美郷働きびと」等を活用した美郷中学校のキャリア教育推進の取り組みが評価され、キャリア教育優良学校として1月15日に文部科学大臣表彰を受賞しました。

次に生涯学習課関係ですが、東京2020オリンピック・バドミントン競技大会のホストタウン枠チケットの公開抽選を行い、16の方が当選しました。

また、ホストタウンとして地域が一つとなって東京2020オリンピックを応援し、楽しむ雰囲気醸成することを目的として設立された「東京2020オリンピックを楽しもう会」の第1回会議が1月31日に開催され、町内の団体から推薦された委員により今後行われる関連イベント等に向けて機運を高めていく方策についての意見交換などを行いました。

なお、3月26日から始まる東京2020オリンピック聖火リレーに使用されるトーチの展示を3月6日の午前9時から午後5時までと、3月9日の午前9時から午後3時まで美郷町役場玄関ホールにて行います。ぜひ多くの方にごらんいただきたいと思います。

また、美郷町合併15周年記念事業として「第3回美郷町所蔵品展 美郷伝来の名品ー弥生から現代ー」を1月18日から2月24日まで美郷町学友館で開催しました。町内の川端山Ⅲ遺跡から出土した弥生土器を初め町の先人や町出身の芸術家等の書や絵など町所蔵の歴史資料や芸術作品の名品69点を展示しました。期間中は425人が来館し、美郷の歴史と文化の再認識につなげることができました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号から報告第3号の「専決処分事項の報告について」ですが、器物損壊及び車両損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

議案第1号「人権擁護委員の推進につき意見を求めることについて」ですが、中村しげ子氏を人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第2号「町道の認定について」及び議案第3号「町道の廃止について」ですが、町道の改

良等に伴い、それぞれお諮りするものです。

議案第4号「工事請負契約の一部変更について」ですが、流域育成林整備事業七滝山線森林管理道開設工事請負契約の契約金額の変更について、お諮りするものです。

議案第5号及び議案第6号の「権利の放棄について」ですが、ごみ処理手数料及び水道料金に係る一部債権について、当該債務者の死亡等に伴い債権の回収が不可能になったことから、それぞれお諮りするものです。

議案第7号「新町建設計画の変更について」ですが、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い新町建設計画を変更したく、お諮りするものです。

議案第8号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、美郷町行政組織の変更に伴い等級別基準職務表に定める職務の内容を改正したく、お諮りするものです。

議案第9号「美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町行政センター設置条例の一部改正について」ですが、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づき所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第11号「美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について」ですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法を推進するため所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号「美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、財政健全化の取り組みに伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について」ですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号「美郷町営住宅条例の一部改正について」ですが、民法の一部を改正する法律の施行等に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町学友館設置条例の一部改正について」ですが、美郷町立展示館の利用促進を図るため所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第16号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び議案第17号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、それぞれお諮りするものです。

議案第18号「令和元年度美郷町一般会計補正予算第6号」についてですが、地方創生応援寄付金の増額、農地集積加速化基盤整備事業費負担金の増額、園芸メガ団地整備事業費補助金の追加

及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第19号「令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」についてですが、保険財政安定化事業精算金の追加や事業実績に伴う増減等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第20号「令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第21号「令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第22号「令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第23号「令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第4号」についてですが、水道料金の減額及び事業実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

なお、議案第24号から議案第29号までの令和2年度一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算については、令和2年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして、ご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

引き続きまして、令和2年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要について、ご説明申し上げます。

美郷町は合併15周年という節目の年を終え、引き続き望ましい町の姿を目指して新たな意欲をもって16年目を迎えております。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、町では「第2次美郷町総合計画（後期行動計画）」に基づき、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりの将来像である「いやしの郷・にぎわいの郷・豊かさを実感できるまち 美郷」の実現に取り組んできております。これまでの取り組みで、それぞれの分野において一定の成果は得ているものと認識しておりますが、今後の地域の姿に影響を与える人口については、残念ながら減少し続けているところです。

こうした状況を踏まえながら、現在、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期美

郷版総合戦略」の策定に向けて取り組んでいるところですが、本町のまち・ひと・しごと創生に関する基本目標や具体的な施策を示し、少しでも人口減少の歯どめになるよう今後の事業展開に注力してまいりたいと存じます。

また、こうした事業展開を支える財政ですが、主な財源である地方交付税は平成27年度からの合併による特例加算分の漸減期間を終え、令和2年度からは一本算定によるものとなります。そうしたことを見据え、町では平成26年度から財政健全化の取り組みを進めており、令和2年度においては公共施設の使用料金等の改定を行い、歳入構造の変化に適切に対応することとしております。

さらに、社会経済情勢や行政を取り巻く環境の変化により、新たな行政ニーズや課題等にもしっかりと対応できる財政体質を目指し、今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、各般の対応を推進してまいりたいと考えているところです。

こうした考え方や状況を踏まえた上での令和2年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は111億439万6,000円で令和元年度と比べ、0.3%の増となっております。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、真夏日や猛暑日が続き、令和元年産米の一部で品質の低下が見られたものの、収量の増加並びに米価の上昇による農業所得の増加が見込まれるとともに、給与所得についても全体的には一定程度の上昇が見込まれるため、町民税は若干の増額として計上しております。

固定資産税については、新築家屋の増加や課税免除資産等の減少により増額を計上しております。また、たばこ税については喫煙者等の減により減額として計上しております。

地方交付税については、令和2年度から実施される普通交付税の一本算定に伴う減額はあるものの、仮称ですが、地域社会再生事業費や幼児教育の無償化に係る経費の算定により基準財政需要額の増加が見込まれることから若干の増額として計上しております。

町債については、事業により有利な過疎対策事業債や合併特例債、緊急防災・減災事業債を選択し、繰入金については公共施設整備基金や振興基金等を繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、「第2次美郷町総合計画」の着実な推進を意識した予算編成に努めております。経常的経費については、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度に対応した予算を計上するとともに、これまでの財政健全化の取り組みに沿った予算編成を行っております。

また、政策的経費については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関連した

取り組み、移住・定住の推進を強化するための取り組み、産業振興や観光振興に係る交流促進に資する取り組みなどに積極的に財源を配分しております。

また、特別会計及び水道事業会計については、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めました。

国民健康保険特別会計については、被保険者数の変化、被保険者の所得状況の見込み、普通交付金等公費及び県に納付する事業費納付金、保険給付費等の動向を見通し、予算を計上しております。

水道事業会計については、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、管路更新や施設整備等を主要事業とする予算編成を行っております。

こうした各特別会計及び水道会計の予算案は、国民健康保険特別会計が22億5,608万1,000円で令和元年度と比較して0.9%の増加、下水道事業特別会計が2億1,834万5,000円で7.5%の増加、農業集落排水事業特別会計が2億8,901万5,000円で40.2%の増加、後期高齢者医療特別会計が2億1,591万7,000円で8.3%の増加、水道事業会計が7億1,573万円で4.6%の増加としております。

次に、第2次美郷町総合計画に定めるまちづくりの「8つの目標」の主な取り組みについて申し上げます。

「快適さを実感できるまち」についてですが、道路整備については、測量調査4路線、改良舗装工事4路線、歩道整備工事1路線、橋梁補修工事7橋を、道路維持については、舗装補修工事16路線、道路側溝改修工事2路線を実施してまいります。

除雪関係については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上しているほか、老朽化した除雪機械の更新や中央通り線の消雪施設の点検整備等を実施してまいります。

河川関係については、町管理の3級河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道事業については、千畑東部地区の紫外線処理施設設置工事、千畑中央暁地区の配水管更新に向けた調査設計業務を実施するとともに水道法の改正による水道台帳の整備に取り組んでまいります。

「豊かな環境がひろがるまち」についてですが、環境保全については引き続きごみの減量化に取り組むとともに、古布回収、水銀を含むおそれのある蛍光灯や乾電池等の回収、小型家電製品の回収等によるリサイクル対策を推進してまいります。

水環境保全については、水資源を育む水源涵養林の保全等を目的に植樹事業を継続するとともに水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化、アクセスの向上を図るため林道七滝山線整備工事を継続して行ってまいります。また、水環境保全への意識啓発や環境整備を推進するた

め、水環境学習の開催や清水周辺環境保全活動モデル地区へ支援を引き続き実施してまいります。

生活排水の適正処理の推進については、合併浄化槽の整備支援を引き続き実施するとともに下水道と農業集落排水事業については、未接続者に対してトイレ水洗化と生活雑排水浄化について啓蒙啓発を行い、その加入を促進してまいります。また、老朽が進んだ後三年地区農業集落排水処理場の機能強化のため、処理槽を浄化槽に変更する工事を実施してまいります。

「豊かな心で健やかに過ごせるまち」についてですが、健康長寿の推進と医療費の適正化等を目標に引き続き各般の事業を着実に推進してまいります。

健康づくり対策では、健康ポイント制度を継続するとともに関連づけた各般の事業を継続し、健康づくりの意識醸成を図ります。また、令和元年12月に策定した「子どものセルフケア推進計画」等に基づき、幼児期から高齢者までの一貫したセルフケアの推進を行ってまいります。

心の健康づくり対策としては、子どものSOSの出し方について教職員及び中学生を対象に研修会を開催し、問題が深刻になる前に対策を講じることで将来的な自殺のリスクの低減を図ります。

介護予防・日常生活支援については、引き続き要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行ってまいりるほか、新たに訪問型短期集中サービスに取り組み、高齢者の介護予防・重度化防止をより一層推進してまいります。

認知症に対する支援については、引き続き認知症の方と家族及び地域、医療、介護の人々が連携して取り組む仕組みづくりや認知症を地域で支える環境づくりに取り組んでまいります。

高齢者福祉対策については、新たな美郷町高齢者福祉計画の策定に向けて各種高齢者福祉施策について再検討するとともに、敬老会については近年の参加状況を踏まえ、内容の充実を図る前提で町内1カ所での開催としてまいります。

児童福祉対策については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携して虐待防止を図ってまいります。また、妊娠・出産から子育て期に至る期間の支援に向けて「子育て世代包括支援センター」を福祉保健課内に設置し、育児不安の軽減や子どもの虐待予防に努めてまいります。

障害者福祉対策については、児童発達支援及び放課後等デイサービスへの通所支援等の充実に努めるとともに、令和3年度からの「第6期美郷町障害福祉計画」及び「第2期美郷町障害児福祉計画」の策定に向けて、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施します。

社会福祉対策については、生活困窮者の自立支援を図るため、生活困窮者等相談支援員による一次的な相談等を行い、自立に向けた支援を図ってまいります。また、戦没者の遺族に対する第

十一回特別弔慰金の請求受け付け及び交付手続の年となりますので、周知及び事務手続を的確に行ってまいります。

予防対策については、令和元年度に引き続き風疹感染の拡大防止のため、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対する抗体検査・予防接種を行ってまいります。

また、感染が広がっている新型コロナウイルスについては、感染防止策を継続させながら、万に一つ町民内で感染が発生した場合には迅速な対応に努めてまいります。

「豊かで活力を生み育むまち」についてですが、学力の向上については、令和2年度から小学校での外国語教育が拡充されること、及び中学校の外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手・ALTを引き続き3名配置し、英語力の向上を図ってまいります。

また、児童生徒の向上心育成については、「鴻鵠の志」育成基金を活用して小学校6年生と中学生を対象とした宇宙航空研究開発機構の講演会の開催や自由研究コンテストで優秀な成績をおさめた児童生徒を対象とした研修機会の創出を図ってまいります。

ふるさと教育やキャリア教育の充実については、小学校高学年や中学生の副読本「美郷町ふるさと学習教材」の編集に取り組んでまいります。また、小中学生を対象に行っている「みさと働きびと」等を活用したキャリア学習、小学校5・6年生を対象にした職場体験活動を引き続き実施してまいります。

中学生の国際感覚の育成については、3年目となる美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流を引き続き実施してまいります。

こども園の施設環境の整備については、千畑なかよし園の多目的トイレや六郷わくわく園保育室の流し台の設置工事を行うほか、老朽遊具の更新や設備の改修等を実施してまいります。

学校の施設環境の整備については、英語教育やプログラミング教育等のため、引き続き電子黒板やタブレット端末等のICT環境の充実に取り組んでまいります。また、千畑小学校の体育館建具改修工事や仙南小学校のフローリング改修工事のほか、全小学校へ防犯カメラを新たに設置するなど施設整備と安全対策を実施してまいります。

芸術文化については、ヨネックス株式会社の協力により東京2020オリンピック開催前の機運醸成のため、仮称ですが、「バドミントンの歴史展」を開催するほか、平成28年度から制作を継続してきた壁画を一堂に会した、仮称『大小島真木「水、土、木、金、火」展』、東京都大田区との友好都市提携15周年記念として日本画の巨匠で文化勲章受章者の川端龍子の作品を展示する、仮称「川端龍子－風雲児の日本画－展」を開催いたします。

また、後三年合戦関連遺跡の実地踏査を引き続き実施するとともに、畑屋中央地区の圃場整備事業の実施に伴う寺田遺跡の発掘調査を実施してまいります。

成人教育については、ことしも各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、「躍（やく・おどる）」をテーマに美郷カレッジを開催してまいります。

スポーツ振興については、施設環境の整備として北体育館床改修工事、野球場内外野フェンス塗装工事並びにプールパークみさと塗装工事等を実施してまいります。また、元プロ野球選手による小中学生を対象とした野球の技術指導等を実施するとともに、ヨネックス株式会社との連携のもと、オリンピック等によるバドミントンやソフトテニスのクリニックを開催してまいります。

「交流でにぎわいと笑顔あふれるまち」についてですが、交流人口の拡大のため、引き続き関係自治体、企業等との連携を促進してまいります。

東京都大田区との連携については、区内のイベントでの町内事業者による特産品販売や観光PR等を引き続き実施するとともに、子どもガーデンパーティへの参加を見合わせるかわりに大田区立高畑小学校と六郷小学校との学校間の交流を推進してまいります。

長野県東御市、北海道中富良野町、栃木県那珂川町との交流については、相互の自治体イベントにあわせて特産品の販売を行い、販路拡大に向けて取り組んでまいります。

ホストタウンの推進については、6月9日の聖火リレー、7月からのタイバドミントンナショナルチームの事前合宿、オリンピック・バドミントン競技大会のパブリックビューイング、8月16日には坂本東嶽邸においてパラリンピック採火式を実施してまいります。また、「東京2020オリンピックを楽しもう会」や「タイ王国ファンクラブ プーアン」と協力し、町民が東京2020オリンピック・パラリンピックの雰囲気を楽しめるような取り組みを行ってまいります。

観光の推進については、道の駅雁の里せんなんを4月より「道の駅美郷」に名称変更するとともに、町の観光拠点として整備するため、農産物直売施設や食材供給施設、曲屋等のほか、国所有の道路情報センター及び公衆トイレを含めて一体的に整備してまいります。また、国の道路情報センター内には町の総合観光インフォメーションセンターを設置し、観光案内を行ってまいります。また、町内商店等との連携のもと、町全体の情報発信を行い、8月下旬オープン予定の「モンベル秋田美郷店」の来客者等の町内周遊を図ってまいります。

また、県との連携により、真木真昼県立自然公園の真昼登山口への大型看板や誘導標識設置等の整備を行うほか、町所有の七滝山への誘導標識の設置や危険箇所への階段の整備を行ってまいります。

観光人材育成については、自然公園の案内やアウトドアアクティビティに精通している講師を

招聘し、ガイド育成講習会を開催するほか、ガイド候補者をより専門的な講習会に派遣し、スキルアップを図るなどの取り組みを進めてまいります。

移住・定住の推進については、移住希望者等に対して各種イベント等を活用して美郷暮らし促進奨励金等の周知を図るとともに、引き続き支援を行ってまいります。また、移住・定住の受け皿として新たに空き家や空き地を活用した宅地分譲、分譲住宅や賃貸住宅の整備に対して整備費や建設費の一部を助成する空き家等活用移住定住促進事業を実施し、未利用資産の活用とともに移住者の増加に努めてまいります。

「活力と働くよろこびが満ちるまち」についてですが、農業の振興については、認定農業者等の経営複合化等に必要な施設、機械等の導入を引き続き支援し、地域農業の担い手確保に努めるとともに、園芸メガ団地の整備支援や高収益作物への転換を誘導するプランづくりに支援策を講じ、収益性の高い農業経営を推進してまいります。また、今後も営農を維持・継続する意欲ある農業者には地域の農業従事者確保のため、引き続き経営規模にかかわらず施設・機械等の更新に支援するほか、新規就農者に対して就農前後の生活の安定及び経営の確立を支援してまいります。

また、畜産業の持続的な発展と環境保全型農業の推進のため、堆肥センターの機能維持を図ってまいります。

農業基盤の整備については、継続地区である金沢地区、畑屋中央地区、鑓田南谷地地区に加え、新たに明田地野際地区への支援を行い、効率的で収益性の高い農業経営への転換を推進してまいります。

薬用植物栽培の推進については、キキョウ、甘草及びエイジツの生産拡大と出荷拡大に向けて支援策を講ずるとともに、試験栽培に取り組んでいるセンブリの面積拡大を図り、生薬の里美郷の確立を目指してまいります。

森林の活用については、七滝山の多面的活用化を推進するとともに、森林経営管理法に基づき森林所有者を対象とした意向調査を実施し、林業の適切な経営や森林管理の確保を図ってまいります。

工業の振興については、美郷町中小企業振興条例に基づき中小企業の振興に関する施策を総合的に推進してまいります。

具体的には、企業の生産性向上に資するため設備投資に対する奨励金の交付を継続していくほか、中小企業の経営安定を図るため保証料や利子補給等の支援を引き続き実施してまいります。

また、新たに企業の新分野への進出に支援策を講じ、企業の新たなチャレンジを後押しすることで地域活性化及び雇用拡大を図ってまいります。さらには、美郷町産業大使による講演やセミ

ナーを開催し、町内企業の経営力向上につなげてまいります。

商業の振興については、六郷地区の中心市街地活性化に向け、引き続きまちなかエリア活性化に向けた取り組みを推進し、空き物件の利活用によるにぎわいスペースの創出・活用を図ってまいります。また、美郷町ブランド認定事業により消費者から支持された認定品については、各種イベントや商談会において積極的にPRできるように支援し、販路拡大と町のイメージアップを図ってまいります。

労働雇用対策の充実については、資格取得、技術習得に係る支援を継続するとともに、企業が人手不足の状況にあることから正規雇用者の育成支援から人材確保への支援を推進していくため正規雇用者育成支援事業を終了し、新たに企業の人材獲得活動を支援する企業人材獲得支援事業を実施してまいります。また、技能功労者の表彰により技能者の地位向上とともに技術水準の維持・向上による産業活性化を目指してまいります。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」についてですが、交通安全及び防犯に係る施設整備として引き続き転落防止柵等の設置や更新、カーブミラーの設置やグリーンベルトの補修を行ってまいります。

防火・防災対策については、耐用年数の超えた消防用小型ポンプ3台を更新するとともに、災害時の迅速な対応を図る訓練として秋田県消防協会大仙仙北美郷支部との共催で総合防災訓練を行います。

また、農業用ため池のハザードマップについては、局地的な大雨や大規模な地震発生によるため池の決壊等の災害発生時に地域住民が迅速かつ的確に避難するため、防災重点ため池を対象にしたマップを作成してまいります。

「安定した行政経営のまち」についてですが、美郷町公共施設等最適化実施計画の推進を図るため、地元行政区へ無償譲渡する予定の町有児童館等の耐震診断や美郷町中央行政センター、及び美郷町南行政センター入居団体の移転先となる本館コミュニティセンター及び金沢コミュニティセンター居室改修工事を行ってまいります。

また、住民ニーズや行政環境の変化への適切な対応と各般業務の連携強化を図るため組織機構等の再編を行うとともに、課等の配置場所を変更してまいります。

具体的には、教育総務課と教育推進課を統合して教育推進課とするとともに、教育行政推進の指揮系統を明確化する観点から新たに教育推進監を配置いたします。また、農地行政と農業行政の連携強化を図るため農業委員会事務局を農政課に隣接させるほか、福祉保健課健康対策班を本庁舎に移転し、福祉保健行政の連携強化を図ります。そのため、税務課を現在の福祉保健課の場

所に移動するとともに、これまでの農業委員会事務局及び税務課の場所に福祉保健課を配置してまいります。

以上、町政推進の基本的な考え方や主な施策について申し上げます。少子高齢化の進展やそれに伴う各種制度の改廃創設など、自治体を取り巻く環境が刻々と変化していく中、美郷町としては令和2年度もできる限りの確に変化を捉えるとともに必要な対応を迅速に講じてまいる認識で各般の取り組みを進めてまいりたいと存じます。

そのためにも、私を含む全職員が状況の認識と把握、そして対応の方向性に高く意識を持つとともに的確な判断と迅速な実践に努めてまいりたいと存じます。その上で、町民が住みよさを一層実感できる美郷町となるよう、一層の誇りをもって語れる美郷となるよう、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

町民各位には、こうした方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（澁谷俊二君） ここで10分間休憩します。

(午前10時59分)

---

(午前11時09分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎陳情第45号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第45号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第45号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第46号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第46号 公立学校に「1年単位の變形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第46号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第1号についてご説明いたします。2ページ、専決処分書をごらん願います。

令和元年10月29日に大仙市大曲通町地内で発生した器物損壊事故について、令和元年12月12日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

相手方は で、事故の概要は町職員運転の公用車が駐車場から市道を出ようと後退した際、相手方が設置するガードパイプに接触し、損害を与えたものでございます。記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害額については全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで報告第1号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第2号についてご説明いたします。4ページ、専決処分書をごらん願います。

令和2年1月16日に美郷町六郷字北明天地内で発生した車両損壊事故について、2月3日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

相手方は で、事故の概要は町道作山・南明田地線を  
走行中の相手方車両が車道中央のポットホールに脱輪し、車両を損壊したものでございます。記  
載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで報告第2号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。  
内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第3号についてご説明いたします。6ページ、専決処分書をごら  
ん願います。

令和2年1月21日に美郷町六郷字新町地内で発生した車両損壊事故について、令和2年2月4  
日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は で、事故の概要は  
町職員が 地内で除雪機の公用車への積載作業中、誤って除雪機を横転させ、  
付近に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたものでございます。記載の損害賠償額及  
び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害額については全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで報告第3号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 中村氏は、平成23年4月に人権擁護委員に就任し、現在、大曲人権擁護委  
員協議会常務委員、そして秋田県人権擁護委員連合会理事を務められるなど熱意をもって人権啓

発活動や人権問題に関する活動をされております。令和2年3月31日をもって同氏の任期が満了となりますので、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第2号 町道の認定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第2号につきましてご説明いたします。議案集10ページをお開きください。

なお、認定する路線の位置につきましては、議案資料集1ページから4ページに記載しておりますので、あわせてごらん願います。

今回町道認定に付すべき路線は、1つとして圃場整備完了に伴う路線の見直しにより新たに町道認定とする7路線、2つ目として県営農地集積加速化基盤整備事業鑓田南谷地地区における創設換地により町道整備を計画する1路線、法定外公共物の道路及び寄付された道路を新たに町道認定とする4路線、計12路線・5,060.8メートルを町道認定いたしたく道路法第8条第2項の規定に基づき議決をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第2号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第3号 町道の廃止についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第3号につきましてご説明いたします。議案集12ページをお開きください。

なお、廃止する路線の位置につきましては、議案資料集5ページ・6ページに記載しておりますので、あわせてごらん願います。

今回廃止としたい路線は先ほど議案第2号で説明いたしました路線と関連しております。

1つ目として、圃場整備完了に伴い見直しされ、廃止とする5路線、2つ目として県営農地集積加速化基盤整備事業鏑田南谷地地区内にある1路線、計6路線・3,749.4メートルを廃止といたしたく道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものです。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第3号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） 議案第4号 工事請負契約の一部変更につきましてご説明いたします。変更契約書の案は議案資料集7ページに補足説明資料として①②を配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、令和元年6月14日に議決し、締結しました流域育成林整備事業七滝山線森林管理道開設工事請負契約につきまして、県から事業費の確定を受け工事内容の精査を行い、のり面の早期安定を図るため植生工をふやし、コンクリート路面工の施工延長を短縮することとし、契約金額を41万4,700円増額し、5,486万4,700円とするもので、契約を締結するに当たり、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第4号の説明が終わりました。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第5号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、議案第5号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、ごみ処理手数料の債務者が亡くなり、当該債務の法定相続人が相続を放棄したことにより相続人不存在というふうになっております。当該債権は私債権、私の債権に当たり、民法上の権利を行使するための債務があるという事実を相手方に承認させる手段がございません。よって、債権の回収が困難になったことからこれを放棄したく提案するものでございます。

内容につきましては、裏面別紙をごらんください。平成21年度分のごみ処理手数料9万5,000円でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第5号の説明が終わりました。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第6号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第6号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、当該債権である水道料金の債務者が死亡し、その法定相続人が相続を放棄したことから請求する相手方が存在しなくなったものです。このため、債権回収が不可能となったことから当該債権を放棄したく提案するものでございます。

内容につきまして、18ページをお開きください。対象となる債権は3件で26万5,178円でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第6号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第7号 新町建設計画の変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第7号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年に施行されたことに伴い、合併特例債の起債可能期間がさらに5年間延長され、当町の場合令和6年度まで起債可能となりました。引き続き合併特例債を有効に活用するため旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき新町建設計画の内容の変更を行うものでございます。

変更内容は議案20ページからでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集9ページをお願いいたします。変更箇所は下線部分でございます。

初めに計画の表紙ですが、前回の計画変更日しか記載されてございませんでしたので、当初合併協議会での策定日「平成16年1月策定」と、このたびの計画変更日「令和2年3月変更 美郷町」を追加するものでございます。

3ページでは計画期間を令和6年度までのおおむね20年間と延長するものでございます。

76ページでは同様に全体計画期間と後期期間を延長するものでございます。

計画の裏表紙ですが、表紙に「策定日」「変更日」を記載したことにより裏表紙に記載しておいた前回の変更日「平成27年3月」を削除するものでございます。

次に、資料集10ページ以降は財政計画でございます。10ページと11ページが新旧の対照となっておりますが、平成26年度から平成30年度までをこれまでの「決算見込み額及び当初予算見込み額」から「決算額」に変更いたします。

12ページでは令和元年度を「決算見込み額」に変更するとともに令和2年度から令和6年度までの「当初予算見込み額」を追加するものでございます。

なお、本計画の変更内容につきましては、秋田県との事前協議を完了してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第7号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町行政組織の変更に伴い、等級別基準職務表に定める職務の内容を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案28ページとなっておりますが、議案資料集14ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

別表第2中、5級の職務の内容欄の「次長」を「教育次長」とし、その次に「教育推進監」を追加するものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第8号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第9号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第9号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の通勤に要する費用弁償の支給及びサービスの宣誓に関する規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案30ページとなっておりますが、議案資料集15ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まずは第1条による改正、美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、第10条第2項で規定しております第1号職員、つまりパートタイム職員の通勤に要する費用弁償の支給について、給与条例適用職員の例によりがたい場合は規則で定めることを規定するものでございます。

続きまして、第2条による改正、美郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございますが、第1条中地方公務員法の略称規定を追加するものでございます。

第2条は第2項として会計年度任用職員のサービスの宣誓について、別段の定めを可とする規定を

追加するものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第9号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第10号 美郷町行政センター設置条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第10号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づき、美郷町行政センターに関し、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案32ページとなっておりますが、議案資料集16ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まずは第2条でございますが、行政センター2施設のうち美郷町南行政センターを削除するものでございまして、当該施設は行政財産から普通財産に分類がえをするものでございます。

次に、第3条でございますが、施設の管理につきまして指定管理者に行わせる規定でございましたが、行わせることができる旨の規定に改正することにより施設管理業務の委託も可能とするものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第10号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第11号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、これまで空き家等の対策については美郷町空き家等の適正管理に関する条例

のもとで推進してきましたが、国が平成26年に定めた空き家等対策の推進に関する特別措置法にあわせまして空き家等対策計画の策定、空き家等に関する必要な措置を推進することといたし、現条例の改正を提案するものでございます。

改正条文は次の34ページにございますが、新旧対照表にて説明しますので、議案資料集17・18ページをごらんください。

第1条に国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めます「目的」を加えております。

第2条に用語についても国の法律によることとして明記いたしました。

第6条以下については、第6条第2項の勧告、第7条の命令、第8条の公表、第9条代執行は国の法律に従うものとして町の条例から削除いたします。よって、次のページ、第10条以下を繰り上げまして第7条、第8条といたします。

附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これにて議案第11号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第12号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 議案第12号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、施設使用料について町の財政健全化の取り組みに従い、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は36ページにございますが、改正内容について新旧対照表により説明しますので、議案資料集の19ページをお願いします。

施設の利用料金の上限を定めた別表第1に冷暖房費を加算する旨の記述として備考欄に2、3を追加するものです。従来の2でありました大型ストーブによる暖房利用についての記述は4に繰り下げます。2については、ホールでのエアコンディショナーによる冷暖房利用について1時間当たり100円を加算する記述とし、3については会議室でのエアコンディショナーによる冷暖房利用について1時間当たり50円を加算する記述を追加するものです。

議案36ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例の施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上で、議案第12号のご説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第12号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第13号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第13号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路占用料の規定を一部改正したく提案するものでございます。

改正条文は38ページから46ページでございますが、新旧対照表でご説明いたしたく、議案資料集20ページ・21ページをお開きください。

今回の改正内容でございますが、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえて各区分の道路占用料を記載のとおりそれぞれ改正するものでございます。

新旧対照表は26ページまでとなっております。

議案集46ページをお願いいたします。

附則第1項として、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものです。

附則第2項として、この条例の改正にあわせて美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正し、別表第1に記載されている電柱、電話柱、その他の柱類の項、金額の欄中300円を380円に改めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第13号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第14号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第14号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、民法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定を改正したく提案するも

のです。

改正条文は48ページから49ページに記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集27ページをごらんください。29ページまで記載しております。

今回の改正内容ですが、民法改正に伴い入居者の修繕に要する費用の負担を求める場合の規定、不法入居者の請求金に係る利息を年5分の割合から法定利率に改正することが主な内容となっております。

第5条第5号につきましては、引用条文の改正に伴う改め、及び公営住宅法施行令第5条に基づく公募によらない特別の事由による入居条件を追加するものです。

同じく第7号につきましては、字句の修正です。

第9条第3項は字句の修正、第4項は対象者の追加です。

次のページをお願いいたします。

第12条及び第13条は引用条文の改正に伴う改めです。

第15条は入居者が認知症または知的障害者などにより収入申告が困難な場合に対応するため閲覧等により収入認定ができることを追加するものです。

第20条及び第21条は民法改正により賃借の原状回復義務について、通常使用で損耗した部分は除外することが明記され、入居者に対し、修繕に要する費用を求める場合は、その内容を具体的に定めなければならないものとなりました。そこで、規則にて定めるものとし、規則ではこれまで同様量の張りかえや破損ガラスの修繕など軽微な修繕や給水栓等構造上重要でない部分の修繕について入居者に負担を求めることとしております。

第23条、第25条は文言の追加です。

第36条は民法改正により不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。

議案集49ページにお戻りください。

附則として、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第14号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第15号 美郷町学友館設置条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） それでは、議案第15号 美郷町学友館設置条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町立展示館の利用促進を図るため所要の規定を改正したく提案するものでございます。

この設置条例では、貸し館を想定していなかったため貸し出し等を行っておりませんでした。施設の利用促進と町内外の芸術文化団体等に作品発表の場を提供し、町民がさまざまな芸術文化に触れる機会を創出するため貸し館を行えるよう設置条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は52ページ・53ページに記載しておりますが、新旧対照表にて改正内容をご説明いたしますので、議案資料集の30ページをお開きください。

貸し館とするため、現在の第9条の次にそれぞれの規定を設けます。

第10条に使用の許可、第11条に使用の制限、第12条に使用料、第13条に原状回復などを規定いたします。現在の第10条から第12条までは4条ずつ繰り下げ、17条構成といたします。また、使用料については、別表第3として明記いたします。

議案53ページにお戻りください。

この条例の施行期日ですが、令和2年4月1日からとなります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第15号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第16号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億8,000万円以内の金額を繰り入れしたく議決を求めるものです。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第16号の説明が終わりました。

### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第17号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億5,000万円以内の金額を繰り入れたく議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第17号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第18号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第18号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,800万2,000円を追加する件、繰越明許費の追加13件、地方債の追加1件及び変更4件でございます。

初めに65ページ、第2表繰越明許費補正をご説明いたします。

2款1項協定企業交流推進事業でございますが、株式会社モンベルに対する連携企業拠点整備支援補助金でございます。年度内の出店が見込めないため次年度に繰り越すものでございます。

6款1項園芸メガ団地整備事業でございますが、国の補正に伴う畑屋中央地区園芸メガ団地整備事業に対する補助でございます。国及び県が繰越明許費を設定することに伴い、次年度に繰り越すものでございます。

同じく1項道の駅大規模改修事業は道の駅の大型看板設置工事でございますが、モンベル直営店の看板と一体的に整備することとしており、出店の時期にあわせて整備することから次年度に繰り越すものでございます。

同じく1項農業水利施設整備事業は県営で行う基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業水利施設活用省水力発電施設整備事業に対する負担金でございます。機能診断や実施設計、地権者との交渉と候補検討に時間を要し、年度内完了が見込めないことから県が繰越明許費を設定することに伴い、次年度に繰り越すものでございます。

同じく1項農地集積加速化基盤整備事業でございますが、県営基盤整備事業金沢地区及び畑屋中央地区並びに鑓田南谷地地区への負担金でございます。それぞれ事業費の増額と内容の変更により年度内完了が見込めず県が繰越明許費を設定したことに伴い、次年度に繰り越すものでございます。

次に、2項森林整備事業は林道七滝山線整備工事でございますが、降雪等による冬期間のコンクリート路面工の施工が困難となり、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

次に、8款2項緊急車両不通路線改良事業でございますが、支障家屋移転に不測の日数を要した工事、また入札不調により契約事務に不測の日数を要した工事について、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項集落間道路整備事業でございますが、設計変更に伴う2次製品の納品に不測の日数を要した工事、また支障電柱移転に不測の日数を要した工事について、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項橋梁補修事業でございますが、入札不調により契約事務に不測の日数を要した工事について、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項社会資本歩道整備事業でございますが、用地買収及び支障物件移転手続に不測の日数を要した工事について、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく2項社会資本橋梁長寿命化対策事業でございますが、有害物質が検出された塗装の対策に不測の日程を要した工事について、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

次に、10款2項千畑小学校プール改修事業でございますが、資材の納品のおくれで冬期間の施工による品質確保が困難なことから次年度に繰り越すものでございます。

同じく5項南給食センター厨房機器設置事業でございますが、機材製作に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから次年度に繰り越すものでございます。

続きまして66ページ、第3表地方債補正をご説明いたします。

初めに地方債の追加でございますが、令和元年度国の補正予算関連事業で追加となりました県営基盤整備事業費負担金の財源といたしまして農業生産基盤整備事業債を計上するものでございます。また、変更の4件につきましては、充当する事業の事業費の確定等により起債限度額を調整するものでございます。

合併特例債につきましては3,070万円増額し、過疎対策事業債につきましては1,950万円、緊急

防災・減災事業債につきましては10万円、一般単独災害復旧事業債につきましては20万円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして歳入歳出について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え事務事業の完了や終了、または終了見込み等による補正件数が多くなっております。こうした見込みを含めまして、実績によるですとか事業完了による等の理由での増減につきましては、特別説明が必要と思われるもの以外は省略して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、70・71ページ、歳入から順次ご説明いたします。

○**税務課長（藤田信晴君）** 上段、1款町税1項町民税2目法人、現年課税分の法人税割ですが、主として建設業、製造業、小売業等の申告納税額の増加により440万円の増額補正をお願いするものでございます。

次の3項2目軽自動車税環境性能割ですが、当初予算について賦課徴収する秋田県から提示された額を計上いたしました。本制度が開始された令和元年10月1日以後の実績をもとに推計した結果、150万円の減額補正をお願いするものでございます。

次の4項1目町たばこ税ですが、当初予算について、たばこ税率改定による税額の増加が喫煙人口の減少を上回ると考え、平成30年度予算に対し、約2.6%増額計上をいたしました。しかし、これまでの令和元年度実績では逆に喫煙人口減少による税収減が税額の増加を上回る形になっており、480万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で、1款の説明を終わります。

○**企画財政課長（高橋 穰君）** 次に、10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の交付決定により留保分を増額するものでございます。これにより、普通交付税の予算計上額は交付決定額53億657万3,000円としてございます。

○**教育総務課長（煙山光成君）** 次のページ、72・73ページをお開きください。

13款1項2目民生使用料2節こども園使用料でございますが、昨年10月からスタートしました幼児教育無償化に伴い、保護者が納付するこども園使用料が3歳未満児分のみとなったための減額でございます。

次の広域入所給付金につきましては、他自治体に住むお子さんを受け入れた場合の給付金でございます。利用人数の減少に伴い減額となるものでございます。

○**住民生活課長（高橋久也君）** 4行下になりますけども、3目1節の環境衛生使用料、町営墓地永代使用料ですが、3区画の使用を許可しましたので、その分を計上しております。

次の74・75ページ下段をごらんください。

13款2項2目2節の清掃手数料のごみ処理手数料滞納繰越分について、議案第5号についての債権放棄に伴い減額したく計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 76・77ページ上段をお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、プレミアム付商品券の申請が1月31日で終了し、最終交換申請率が33.52%にとどまり、当初見込みを下回ったため歳出の減額が見込まれることに伴う補助金の減額でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の14款2項1目1節総務費補助金の個人番号カード交付事業補助金ですけれども、個人番号カード関連事務費の委任並びに地方公共団体情報システム機構の認証事務に係る交付金の追加分でございます。歳出におきまして、同額を地方公共団体情報システム機構への交付金として計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 2段下、3目1節浄化槽設置整備事業費補助金ですが、当初70基を見込んでおりましたが、実績として44基の見込みとなり、相当分の国庫補助金の減額をするものです。

続きまして3段下、5目1節道路新設改良費における社会資本整備総合交付金につきましては、町要望に対する交付決定率は49.3%でした。このことから、見込んでおりました交付金額との差額分を減額するものでございます。その下、2節住宅管理費における交付金につきましては、耐震診断、耐震改修の補助につきまして利用実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、2枚めくっていただき、80ページ・81ページをお開きください。

15款2項3目2節浄化槽設置整備事業費補助金ですが、当初70基を見込んでおりましたが、実績として44基分の見込みとなり、相当分の県補助金の減額をするものです。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の中段、経営体育成支援事業費補助金ですが、当初5経営体分を予算計上しておりましたが、採択となつたものがなく減額するものでございます。1つ飛びまして、機構集積協力金は経営転換協力金へ40戸が取り組みした実績によります減額でございます。4つ下の農林漁業振興対策支援事業補助金は農業夢プラン応援事業やいしたけ生産施設等整備事業に係るもので事業実績によります減額となります。1つ飛びまして、園芸メガ団地整備事業費補助金ですが、園芸品目の飛躍的な生産拡大により複合型生産構造への転換を加速させるため園芸振興をリードするメガ団地の整備を支援するものでございます。県営圃場整備事業が行われております畑屋中央地区において、2つの法人がキュウリ栽培に要する出荷調整施設やハウスなどを整備するもので、計画ではおよそ7億

円の事業を県を通じた国庫事業と県単独事業により令和2年度から2カ年にわたり行うこととしておりましたが、国の令和元年度補正によりまして国庫事業の一部、事業費ベースでおよそ3億円分が令和元年度に予算措置されたことによりまして計上するものでございます。補助率は国が2分の1以内で、県が20分の3以内であります。

4目農林水産業費県補助金は、以上でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 続いて、82・83ページをお願いします。

7目商工費県補助金ですが、県と共同で実施しておりました東京圏からの移住者に対する支援策、移住支援事業費補助金において、実績見込みにより3件分の県からの補助金を減額するものでございます。あわせて、歳出のほうでも移住支援事業費につきまして3件分の減額を行っております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、84ページ・85ページをお願いいたします。

ページ中段でございますが、16款1項2目利子及び配当金は東北電力など3社の配当金でございます。

同じく2項1目不動産売払収入の土地売払収入は法定外公共物であります道水路など7件分でございます。立木売払収入は仏沢地区町有林搬出間伐事業等による立木売り払い分の確定による増額でございます。

2目の物品売払収入は、バス2台及び消防小型ポンプ3台分でございます。

続きまして、ページ下段の17款1項1目一般寄付金でございますが、3件分でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 86・87ページをお願いします。

上段、2目指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金はふるさと納税でございますが、これまでの実績と今後の見込みを踏まえて増額するものでございます。今年度の寄付額は約1,700万円を見込んでございます。

その下、地方創生応援寄付金は企業版ふるさと納税でございますが、今年度も株式会社龍角散より生薬の里美郷構想推進事業に対し、また株式会社ナガイレーベンより美郷で定住促進プロジェクトに対し、それぞれ寄付の申し出がございましたので増額するものでございます。

続きまして、18款1項基金繰入金でございます。1目振興基金繰入金には地域振興などソフト事業に充当するため計上しておりましたが、財政状況により繰り入れの必要がなくなったため全額減額するものでございます。

3目公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備等のうち補助金や有利な起債の充当が見込めない事業について充当するため計上しておりましたが、財政状況により繰り入れの必要がなくなっ

たため、当初予算計上分を減額するものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、88ページ・89ページをお願いいたします。

89ページ、ページ下段でございますが、保険料受入金は自動車共済の解約返戻金6件、及び建物貸し付けに係る掛金分の収入6件でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 一番下段、補償受入金でございますが、県道拡幅工事等に伴う光ケーブルを供架している電柱等の移転工事を町で実施しておりますが、その工事費に対する補償金を県から受け入れるものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 90・91ページ上段、上から5行目をお願いいたします。

プレミアム付商品券販売収入でございますが、交換申請が当初見込みを下回ったため販売収入を減額するものでございます。

20款は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、21款町債でございます。1目総務債から次のページ、8目衛生債までございますが、充当する各事業の実績や県との充当協議などを踏まえて増減額を計上してございます。

この中で、92ページ・93ページの7目農林水産業債の1節農業生産基盤整備事業債につきましては、国の補正予算関連事業で追加となりました県営基盤整備事業の負担金の財源として増額するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分)

---

(午後1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案94ページ、歳出からお願いします。

○総務課長（本間和彦君） 一般会計補正予算の歳出でございますが、初めに各款項目の2節、3節、4節の人件費につきまして一括して説明をさせていただきます。166ページからの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

今回の人件費の補正は、特別職につきましては町議会議員の欠員及び非常勤特別職に係る事務事業の実績などにより、合計で526万1,000円の減額でございます。

167ページの一般職でございますが、給料につきましては退職及び育児休業等による不用額370

万円を減額するものでございます。職員手当につきましては、給料と同様の理由での減額及び年度途中で退職による組合負担金の増額等より、合わせて413万円を減額するものでございます。職員手当の内訳は、中段の表に記載のとおりでございます。時間外勤務手当につきましては選挙事務関連の確定による減額と新年度からの組織再編及び課等の配置変更の準備のための増額により、合わせて354万円を減額するものでございます。共済費は給料と同様の理由で790万円を減額するものでございまして、一般職は合計で1,573万円の減額でございます。

人件費の補正の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、内容について説明いたします。106・107ページ下段を  
ごらんください。

2款3項1目19節の負担金補助及び交付金ですけれども、歳入と同額を計上しております。個人番号カード関連事務費の円滑化の推進に伴う事務費としまして委任しております地方公共団体情報システム機構への追加の交付金として計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 112・113ページの中ほどをお願いいたします。

3款1項1目13節委託料、3行目の換金業務委託料でございますが、プレミアム付商品券の申請が少なかったことによる減額でございます。19節負担金補助及び交付金の福祉センター管理費補助金でございますが、社会福祉協議会受託事業利用者送迎用バスのヒーター修繕のため補助金を増額するものでございます。

2目23節返還金でございますが、平成30年度障害者自立支援及び障害児入所給付費等国庫負担金の交付額確定に伴い国へ返還するものでございます。

114・115ページ中ほどをごらん願います。

3目18節備品購入費2行目の機械器具費でございますが、老人福祉センターのデイサービス用テレビが故障し、修理不能と診断されたことによる購入費用を計上しております。

続きまして、120・121ページ一番下をお願いいたします。

4款1項1目15節施設修繕工事でございますが、保健センターの男女トイレ洋式便器用のタンクの老朽化による漏水が見られるため修繕する費用を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、2枚めくっていただき、124ページ・125ページをお願い  
します。

一番上段、4款3項1目28節水道事業会計繰出金でございますが、安定的な運営に資するため増額するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、6款1項3目農業振興費です。126ページ・127ページをお願いいたします。

13節の作物転換チャレンジ支援業務委託料は認定農業者や農業法人等を対象に町単独事業により生産から販売に関するプランの作成や研修会の開催等を行うもので、同様の県事業での実施などにより支出がなく減額するものでございます。19節の経営体育成支援事業補助金は採択となった経営体がなく減額するものでございます。中ほどの園芸メガ団地整備事業費補助金ですが、歳入でもご説明しましたが、令和2年度からの実施を予定しておりましたが、国の補正によりまして国庫事業の一部について令和元年度に予算計上するもので、全額繰り越しとなります。その下の農林漁業振興対策支援事業費補助金は県の農業夢プラン応援事業について、11経営体、総事業費約5,400万円に対しての補助実績によるものでございます。下から2段目の営農継続支援事業補助金は申請がなく、128ページ・129ページ上段の認定農業者支援事業補助金は9件の実績により減額であります。

続きまして、4目美郷ブランド確立費であります。19節の美郷ブランドゆうき応援事業補助金につきましては、特別栽培米の栽培に町堆肥センターの堆肥施用を支援するもので、取り組み実績により増額であります。

続きまして、5目担い手対策費であります。19節の下段機構集積協力金は当初予定しておりました農業法人の設立がずれ込み、今年度対象となる地域集積協力金の取り組みがなく、40戸61ヘクタールでの経営転換協力金のみでの取り組みとなったため減額するものでございます。

続きまして、130ページ・131ページをお願いいたします。

8目農村整備費の19節、下から2段目の県営基盤整備事業費負担金につきましては、国の令和元年度通常予算分の事業費確定により増減と国の令和元年度補正による増額によるものでございます。

なお、国補正により増額分と通常予算分の一部が繰り越しとなります。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 134ページ・135ページをお願いします。

7款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金ですが、上から3つ目の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、借入額の増加見込みに伴う保証料及び利子補給額の不足による180万円の増額補正をお願いするものです。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、140ページ・141ページをお開きください。

8款2項1目13節委託料ですが、高田、根子荒田線の未登記箇所解消のため、登記及び測量調査の委託費を増額するものです。11節の燃料費及び13節の道路除雪委託料についてですが、当

初予算で一斉除雪30回分を計上しておりましたが、きょう現在で11回の出勤と記録的な降雪量の少なさを反映して予算を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

中段、5項1目19節浄化槽設置整備事業補助金につきましては、当初70基を想定しておりましたが、44基の実績見込みとなっており、相当額を減額するものです。

続きまして、6項住宅費1目1節の修繕料は公営住宅における風呂釜などが老朽化により故障が頻発し、それらに係る修繕料を計上するものです。

○生涯学習課長（皆川信之君） 152ページ・153ページをごらんください。

10款4項1目社会教育総務費153ページ中段より少し下でございます。15節工事請負費に解体工事として16万1,000円をお願いするものでございます。これについては、千畑地区の北給食センターからカントリーエレベーター方面に続く町道に合併以前より設置されております鉄製の門ゲートで、設置当時は中学校新人駅伝競争のスタート・ゴールなどを表示するためのものでございました。現在は使用されておらず、老朽が進み、倒壊の危険があることから解体したく補正をお願いするものでございます。

次に158ページ・159ページをお開きください。

159ページ下段、下から2行目でございます。1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金ですが、スポーツ少年団選手派遣費補助金に9万8,000円の補正をお願いするものでございます。これについては、埼玉県上尾市において開催予定の第14回全国中学生空手道選抜大会に出場を予定している選手1名、指導者1名の交通費及び宿泊費分でございます。

次にページを1枚おめくりいただき、160・161ページをごらんください。

2目保健体育施設費でございます。161ページ下段、下から2行目でございます。19節負担金補助及び交付金の合宿応援事業補助金に8万2,000円を計上してございます。これは宿泊交流館ワクアスの利用促進のため、合宿トレーニングなどをされる方に1人当たり1,000円を補助するものでございます。昨年12月の定例会においても増額の補正をお願いしたところですが、この後、北都銀行バドミントン部ほか2団体延べ82名の利用が予定されていることから増額をお願いするものでございます。

2目までの説明は、以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費について、ご説明いたします。次の162ページ・163ページをお開きください。上段です。

11節光熱水費でございますが、北学校給食センターの電気料金に不足が見込まれることから増

額をお願いするものでございます。同じく11節修繕料でございます。北学校給食センターの給湯装置と調理場のエアコンの不具合解消のための費用でございます。また、効率的な調理のため、南学校給食センターのガス式炊飯器1基を増設したく、そのためのステンレスフード等の工事費を15節工事請負費に、炊飯器1基ですけれども、およそ70万円と見込んでございますが、現在の予算の残額に対して不足する金額を備品購入費として計上してございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、12款1項1目公債費の元金でございますが、元利均等償還分において借り入れ利率の見直しで利率が下がった分の元金の増額でございます。

同じく2目利子の償還金利子でございますが、借り入れ利率の見直しの結果等による減額でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございます。ふるさと美郷子ども育成基金積立金はふるさと納税の増額分を全額積み立てるものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） その下の森林環境保全基金積立金は、森林環境譲与税の譲与見込み額340万円から意向調査業務等実績額280万7,000円を差し引いた残額59万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

議案第18号一般会計補正予算に関する説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第18号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第19号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第19号につきましてご説明いたします。今回の補正は1億667万5,000円を減額するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、176・177ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、年度内に退職被保険者から一般被保険者への資格移動に伴い税区分の予算組み替えを計上しております。

3款1項2目1節社会保障税番号システム整備費補助金でございますが、オンライン資格確認などに対応するシステム改修に係る費用の減額に伴う国庫補助金の減額でございます。

178・179ページをお願いいたします。

4款1項1目1節普通交付金でございますが、令和元年6月議会定例会において歳出による県への返還金を計上し、ご承認いただいていた平成30年度普通交付金概算払い分の精算に伴う返還金を県からの指示により令和元年度分普通交付金で調整することとなり、歳出の返還金分を歳入減額するものでございます。

3目1節福祉医療基盤強化補助金でございますが、交付額が確定したことによる減額を計上しております。

6款1項1目4節出産育児一時金等繰入金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

8款3項1目及び3目でございますが、実績見込みによる増額でございます。

9目1節保険財政安定化事業精算金でございますが、国民健康保険団体連合会の算定誤りによる平成26年度交付金及び拠出金の精算金でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして歳出でございます。180・181ページをお願いいたします。

1款1項1目13節委託料でございますが、事業完了による減額でございます。19節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、オンライン資格確認などに対応するシステム改修に係る費用の負担金が確定したことによる減額でございます。

2款1項1目でございますが、普通交付金の減額に伴う財源の組み替えでございます。

2目、4目及び2項でございますが、退職被保険者の減少に伴い給付金の減額をするものでございます。

182・183ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

3款でございますが、事業費納付金の額確定に伴う減額でございます。

5款1項及び次のページ上段、2項でございますが、実績見込みによる減額でございます。

8款1項1目及び2目でございますが、実績見込みによる減額でございます。

3目23節1行目、保険給付費等交付金償還金でございますが、平成30年度特別交付金精算分の返還金で、令和元年9月議会定例会において交付金等返還金に予算計上し、ご承認いただいておりますが、県からの指示により「保険給付費等交付金償還金」という項目を設けて予算計上することとなり、今回予算の組み替えを行うものでございます。

次の交付金等返還金でございますが、予算の組み替えと、歳入でご説明いたしましたとおり平

成30年度普通交付金概算払い分の精算に伴う返還金を、県からの指示により歳入の令和元年度分普通交付金で調整することとなり、減額するものでございます。

3行目の高額医療費共同事業返還金でございますが、国民健康保険団体連合会の算定誤りにより、令和元年12月議会定例会において国民健康保険団体連合会へ返還する予算を計上し、ご承認いただいておりますが、県からの指示により「その他の償還金」という項目を設けて予算計上することとなり、予算の組み替えを行うものでございます。

一番下のその他の償還金でございますが、ただいまご説明いたしました予算の組み替えによる国民健康保険団体連合会へ返還する高額医療費共同事業返還金確定額929万4,000円と、秋田県へ返還する高額医療費共同事業返還金1,882万4,000円の合算でございます。

9款予備費でございますが、補正調整額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第19号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第29、議案第20号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第20号につきまして説明いたします。今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6万円減額する件、及び繰越明許の設定1件でございます。

初めに、繰越明許から説明いたします。191ページをお開きください。

流域下水道大曲処理区建設事業におきまして、管渠の耐震化詳細設計について一部次年度へ繰り越す旨、秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。

続いて、196ページ・197ページをお願いします。

歳入、1款1項1目1節受益者負担金の現年分につきまして、新規に加入した4件について、5年分割での支払いのところ一括支払いを選択されたことによる増額でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、実績見込みにより減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目12節の手数料は口座振替手数料において不足が見込まれるため、また27節

消費税納付分は額確定に伴い、それぞれ増額するものでございます。

続いて、2項1目18節の電子メーターは請負差額による減額でございます。19節の負担金は利用実績による額確定に伴う増額でございます。

3項1目19節の負担金は額確定による増額、2款1項2目23節の償還金利子は額確定による減額でございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第20号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第30、議案第21号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第21号につきまして説明いたします。今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ317万1,000円を減額する件、及び地方債の補正1件でございます。

初めに、地方債から説明いたします。205ページをお開きください。

地方債の資本費平準化債におきまして、実績見込みにより限度額を90万円減額するものでございます。

続いて、210ページ・211ページをお開きください。

歳入、1款1項1目1節分担金から7款1項1目1節資本費平準化債につきましては、いずれも実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目13節委託料は請負差額による減額でございます。19節の負担金は負担額確定に伴う増額、27節の消費税納付分は額確定に伴う減額でございます。

続いて、2款1項1目の元金は財源内訳の変更、2目23節の償還金利子及び繰替運用利子につきましては、額確定及び実績見込みによる減額でございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第21号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第31、議案第22号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第22号につきましてご説明いたします。今回の補正は708万6,000円を追加するものでございます。

歳入から説明させていただきますので、222・223ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、増額が見込まれることにより補正をお願いするものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして歳出でございます。224・225ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で増額した金額を計上しております。説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第22号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第32、議案第23号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第23号につきましてご説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、事業決算見込みに伴う収益的収入の増額及び事業費用の減額並びに資本的収入及び支出の減額でございます。

内訳でございますが、第2条令和元年度美郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について、第1款事業収益を75万4,000円増額して4億410万円とし、支出について、第1款事業費用を133万1,000円減額して3億9,496万6,000円とするものです。

第3条では予算第4条に定めた資本的支出の補填財源に関して、記載しております額にそれぞれ改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正するものでございます。

228ページをお開きください。

第1款資本的収入については805万6,000円減額して1億5,529万9,000円とし、第1款資本的支

出については1,426万9,000円減額し、2億7,835万4,000円とするものです。

また、第4条として他会計からの補助金を記載のとおり増額するものです。

詳細につきまして説明いたします。234ページ・235ページをお開きください。

収益的収入1款1項1目水道料金につきまして500万円の減が見込まれます。これは利用者数に大きな変動はないものの、全体として約2.5%程度節水されたことが要因と考えられます。

2項2目他会計補助金につきましては、安定的な運営に資するための増額でございます。説明欄に記載しております基準内繰入金につきましては、交付税措置対象額となるものですが、今年度国が基準を改正したことにより基準内繰入金が大幅に対象となることとなりました。この交付税は町の一般会計の歳入となるものであることを申し添えます。

3目から6目まではそれぞれ実績見込みによる増減でございます。

続きまして支出、1項から2項のいずれも実績見込みによる増減でございます。

3項1目過年度損益修正損につきましては、議案第6号で説明いたしました水道料債権の放棄3件のほか時効が成立し不納欠損する8件、計11件分を特別損失として計上しております。

次のページをお願いします。

資本的収入、1款1項1目水道事業債は今年度事業費確定による減額、2項2目工事補償金は圃場整備事業に関連し移設した水道管工事補償金の増額、4項1目国庫補助金は対象事業費実績見込みによる減額でございます。

資本的支出、1款1項1目工事請負費は請負差額による減額、3項1目は過年度工事における消費税相当分について免除規定に該当し、国庫補助金の返還が必要ないとされたため減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第23号の説明が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時30分)